

諮問庁：独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

諮問日：令和元年6月3日（令和元年（独個）諮問第7号，同第8号，同第10号及び同第11号）

答申日：令和元年12月17日（令和元年度（独個）答申第41号，同第42号，同第44号及び同第45号）

事件名：本人に係る貯金残高証明請求書の回答書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

本人に係る貯金残高証明請求書の回答書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

本人に係る貯金等照会書の回答書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

本人に係る貯金残高証明請求書の回答書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

開示請求者に係る「貯金残高証明請求書に対する調査結果の回答書の写し及び請求書の写し」，「貯金残高証明請求書の調査結果の回答書及び調査資料の写し並びに請求書の写し」，「貯金等照会書の調査結果の原本の回答書の写し及び請求書の写し」及び「貯金残高証明請求書の調査結果の原本の回答書の写し及び請求書の写し」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の各開示請求につき，独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（平成31年3月31日までは，独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構。以下「機構」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）の保有する本件請求保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し，開示した各決定については，本件対象保有個人情報を特定したことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し，平成31年3月20日付け機構第2158号（令和元年（独個）諮問第7号（以下「諮問第7号」という。）の関係。），同日付け機構第2169号（令和元年（独個）諮問第8号（以下「諮問第8号」という。）の関係。），同月27日付け機構第2201号（令和元年（独個）諮問第10号（以下「諮問第1

0号」という。)の関係。)及び同年4月1日付け機構第2261号(令和元年(独個)諮問第11号(以下「諮問第11号」という。))の関係。)により処分庁が行った各開示決定(以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「各原処分」という。)について、各原処分を取り消し、本件対象保有個人情報以外に存在する保有個人情報を開示する旨の決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件各審査請求の理由は、諮問第7号、同第8号、同第10号及び同第11号に係る各審査請求書及び各意見書によれば、おおむね以下のとおりである。なお、各添付資料については省略する。

(1) 審査請求書1(諮問第7号関係)

原処分1には、開示請求に対して、(添付資料①)平成19年10月22日時点、(届出住所)特定住所Aの通帳紛失の郵便貯金・総合口座「特定番号A」に存在していた「通常貯金：残高特定金額A」と「担保定額貯金4件(特定金額B)預入」が判明している、調査結果の「原本の回答書の写し」のすべてが隠匿、隠滅、破棄され開示されていない。

(添付資料②)平成19年12月19日：ゆうちょ銀行特定貯金事務センター取扱：(届出住所)特定住所Bの、不正に作成されたねつ造、偽造の口座「特定番号A」(基本「特定番号B」)「平成12年3月27日：通常貯金残高特定金額C」(存在していない取引)に関する、後日(1年～4年後)再度出しなおしのねつ造、偽造の虚偽の「調査結果の回答書(残高証明書)」が開示されている。(凶悪な犯罪が繰り返されている。)

よって、行政不服審査法2条の規定により、機構に対して審査請求書を提出いたします。

(2) 審査請求書2(諮問第8号関係)

原処分2には、開示請求に対して、(添付資料①)平成19年10月22日時点、(届出住所)特定住所Aの通帳紛失の郵便貯金・総合口座「特定番号A」に存在していた「通常貯金：残高特定金額A」と「担保定額貯金4件(特定金額B)預入」が判明している、調査結果の「回答書(残高証明書)」と「調査資料」のすべてが隠匿、隠滅、破棄され開示されていない。

(添付資料②)平成19年12月19日：ゆうちょ銀行特定貯金事務センター取扱：(届出住所)特定住所Bの、不正に作成されたねつ造、偽造の口座「特定番号A」(基本「特定番号B」)「平成12年3月27日：通常貯金残高特定金額C」(存在していない取引)に関する、後日(1年～4年後)再度出しなおしのねつ造、偽造の虚偽の「調査結果の回答書(残高証明書)」が開示されている。(凶悪な犯罪が繰り返さ

れている。)

よって、行政不服審査法 2 条の規定により、機構に対して審査請求書を提出いたします。

(3) 審査請求書 3 (諮問第 10 号関係)

原処分 3 には、開示請求に対して、(添付資料①) H 19 年 10 月 22 日時点、(届出住所) 特定住所 A の通帳紛失の郵便貯金・総合口座「特定番号 A - B ~ C」(担保定額貯金 4 件(特定金額 B)) の預入が判明している調査結果の「回答書」が、ゆうちょ銀行特定貯金事務センター上司職員(氏名不詳)に隠匿、隠滅、破棄され開示されていない。

開示のあった調査結果の「回答書」は、(添付資料②)平成 19 年 12 月 19 日: ゆうちょ銀行特定貯金事務センター職員(氏名不詳)取扱: (届出住所) 特定住所 B の、不正に作成されたねつ造、偽造の口座「特定番号 A」(基本「特定番号 B」)「平成 12 年 3 月 27 日: 通常貯金残高特定金額 C」(存在していない取引)に関する、再度出しなおしの虚偽の回答書、又は、調査対象期間が異なるねつ造、偽造の虚偽の「回答書」が開示されている。

よって、行政不服審査法 2 条の規定により、機構に対して審査請求書を提出いたします。

(4) 審査請求書 4 (諮問第 11 号関係)

原処分 4 には、開示請求に対して、(添付資料①) H 19 年 10 月 22 日時点、(届出住所) 特定住所 A の通帳紛失の郵便貯金・総合口座「特定番号 A - B ~ C」(担保定額貯金 4 件(特定金額 B)) の預入が判明している調査結果の「回答書」が、ゆうちょ銀行特定貯金事務センター上司職員(氏名不詳)に隠匿、隠滅、破棄され開示されていない。

開示のあった調査結果の「回答書」は、(添付資料②)平成 19 年 12 月 19 日: ゆうちょ銀行特定貯金事務センター職員(氏名不詳)取扱: (届出住所) 特定住所 B の、不正に作成されたねつ造、偽造の口座「特定番号 A」(基本「特定番号 B」)「平成 12 年 3 月 27 日: 通常貯金残高特定金額 C」(存在していない取引)に関する、後日(4 か月 ~ 5 年後)再度出しなおしのねつ造、偽造の虚偽の「回答書」が開示されている。

よって、行政不服審査法 2 条の規定により、機構に対して審査請求書を提出いたします。

(5) 意見書 1 (諮問第 7 号関係)

原処分 1 には、開示請求に対し、請求書の受付日に調査をした「担保定額貯金 4 件預入」が判明している、調査結果の「回答書」が隠匿、隠滅、破棄され、後日(1 年 ~ 4 年後)の再度出しなおしのねつ造、偽造の虚偽の「回答書」が開示されている。

(※法律違反の犯罪行為である)

(6) 意見書 2 (諮問第 8 号関係)

原処分 2 には、開示請求に対し、請求書の受付日に調査をした「担保
定額貯金 4 件預入」が判明している、調査結果の「回答書」が隠匿、隠
滅、破棄され、後日(1 年～5 年後)の再度出しなおしのねつ造、偽造
の虚偽の「回答書」が開示されている。

(※法律違反の犯罪行為である)

(7) 意見書 3 (諮問第 10 号関係)

原処分 3 には、開示請求に対し、請求書の受付日に調査をした「担保
定額貯金 4 件預入」が判明している、調査結果の「回答書」が隠匿、隠
滅、破棄され、後日(2 週間～8 か月後)の再度出しなおしのねつ造、
偽造の虚偽の「回答書」が開示されている。

(※法律違反の犯罪行為である)

(8) 意見書 4 (諮問第 11 号関係)

原処分 4 には、開示請求に対し、請求書の受付日に調査をした「担保
定額貯金 4 件預入」が判明している、調査結果の「回答書」が隠匿、隠
滅、破棄され、後日(1 年～5 年後)の再度出しなおしのねつ造、偽造
の虚偽の「回答書」が開示されている。

(※法律違反の犯罪行為である)

第 3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、諮問第 7 号、同第 8 号、同第 10 号及び同第 11 号に
係る各理由説明書によれば、おおむね以下のとおりである。

1 各審査請求の概要

各審査請求書によれば、各原処分において、記号番号「特定番号 A」の
「貯金残高証明請求書に関する調査結果の回答書の写し」、「貯金残高証
明請求書に関する調査結果の回答書(調査資料を含む。以下同じ。)の写
し」、「貯金等照会書に関する調査結果の回答書の写し」及び「貯金残高
証明請求書に関する調査結果の回答書の写し」の個人情報について、担保
定額郵便貯金 4 件の預入が判明している回答書の個人情報が開示されてお
らず、虚偽の回答書の個人情報が開示されているなどとしている。

2 各審査請求の検討

- (1) 審査請求人は、平成 31 年 1 月 28 日付け、同年 2 月 7 日付け、同月
15 日付け(2 通)各「保有個人情報開示請求書」により、同各請求書
別紙に記載された、「貯金残高証明請求書の調査結果の回答書の写し」、
「貯金残高証明請求書に関する調査結果の回答書の写し」、「貯金等照
会書の調査結果の回答書の写し」及び「貯金残高証明請求書の調査結果
の回答書の写し」の個人情報の開示を請求した。機構はゆうちょ銀行に
対し、当該機構保有個人情報の提出を文書により依頼し、特定できた機

構保有個人情報について開示した。

- (2) この点につき、審査請求人は平成31年4月5日付け(2通)、同月23日付け(2通)の各「審査請求書」により、「特定番号A」に関する虚偽の回答書が開示されている旨を記載しており、当該口座の担保定額郵便貯金の預入が判明している各回答書が開示されていないことへの疑義を主張するものと思われるが、当該郵便貯金については、平成20年7月3日付け「保有個人情報開示請求書」により、審査請求人から当該郵便貯金に関する機構保有個人情報の開示請求がなされて以降、「保有個人情報開示請求書」による同様の開示請求が多数行われ、これらに対応すべく機構からゆうちょ銀行に対し本件を含めた開示請求に係る機構保有個人情報について、その提出を文書により依頼してきたところであるが、いずれの依頼に係る調査においても当該郵便貯金が存在した証跡は発見されなかった。

上記平成20年7月3日付け開示請求に対する機構の不開示決定について、機構が審査請求人から異議申立てを受け貴審査会に諮問した際には、「本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は、是認するのが相当である。」旨の答申(平成21年度(独個)答申第24号)がなされており、審査請求人によるその後の異議申立て及び審査請求に係る各答申においても、機構の決定は同様に是認されている。

さらに、審査請求人とゆうちょ銀行職員を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号A 損害賠償請求事件」、審査請求人とゆうちょ銀行を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号B 損害賠償請求事件」及び審査請求人と機構を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号C 損害賠償請求事件」のいずれの訴訟についても、「本件全証拠によっても、前提となる本件担保定額郵便貯金(記号番号「特定番号A-B~C」)の存在すら認めるに足りない」、「文書の偽造・隠蔽や改ざん行為があったことを推認することはできない」旨の判決が行われ、確定しており、本件担保定額郵便貯金の存在が認められない以上、これら郵便貯金の預入が判明している回答書が存在しないことは明らかである。

- (3) 以上により、本件各審査請求に係る各原処分には誤りはないものである。
(4) 以上のことから、各原処分を維持することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和元年6月3日 諮問の受理(諮問第7号、同第8号、同第10号及び同第11号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)

- ③ 同月20日 審査請求人から意見書1及び2並びに資料を
収受（諮問第7号及び同第8号）
- ④ 同月25日 審査請求人から意見書3及び4並びに資料を
収受（諮問第10号及び同第11号）
- ⑤ 同年12月13日 諮問第7号，同第8号，同第10号及び同第
11号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

(1) 審査請求人の主張の要旨

各審査請求書及び各意見書によれば，審査請求人は，審査請求人の担保定額郵便貯金4件の預入が判明している調査結果の「回答書」，「調査資料」などにつき，隠匿，隠滅などされた虚偽の回答書などが開示され，凶悪な犯罪が繰り返されているなどとして，本来開示対象として特定され開示されるべき保有個人情報の開示を求めるものと解される。

(2) 諮問庁の主張の要旨

上記第3の2のとおりであり，各原処分に誤りはない旨説明する。

(3) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報の特定やその正誤について，審査請求人は，上記(2)の諮問庁の説明を覆すに足りる具体的な根拠を示しているとはいえない。また，機構による本件対象保有個人情報の探索や特定の方法について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，各原処分に当たっての探索や特定の方法については，従来（審査請求人の過去の開示請求とこれに対する開示決定等並びに審査請求人の審査請求等を受けてなされた諮問及び答申については，上記第3の2(2)のとおり。）から一貫して同様のものであるところ，その方法に問題はなく，その他，本件対象保有個人情報の外に各開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在をうかがわせるような事情もないことから，諮問庁の説明に疑いを差し挟む余地はない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。なお，審査請求人の主張する隠匿，隠滅等の存否については，上記第3の2(2)で諮問庁が説明するとおり，特定地方裁判所において，当該主張の前提となる担保定額郵便貯金の存在すら認めるに足りないとの判決が確定している。

3 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求保有個人情報の各開示請求につき，本件対象保有個人情報を特定し，開示した各決定については，機構において，本件対象保有個人情報の外に各開示請求の対象として特定すべき保有個人情報

を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨